

大阪市選挙管理委員会告示第5号

大阪市行政委員会事務局長等専決規程(昭和38年大阪市選挙管理委員会告示第36号)
の一部を次のように改正する。

令和7年3月14日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小笹 正博

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
第2条 局長の専決事項は、次のとおりとする。 〔(1)～(11) 略〕 <u>(12) 軽易な告示に関する事</u> <u>(13)</u> 〔略〕	第2条 〔同左〕 〔(1)～(11) 略〕 〔新設〕 <u>(12)</u> 〔略〕
備考 表中の〔 〕の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

（行政委員会事務局総務部総務課）